会　議　開　催　案　内

令和８年度第１回宮古市休日急患診療所運営協議会を次のとおり開催します。

令和８年１１月１３日

宮古市休日急患診療所運営協議会

１　開催日時
令和８年１１月２６日（木）　午後６時４５分から

２　開催場所
宮古保健センター１階大会議室

３　議題
(1)会長及び副会長の選任について
(2)令和７年度及び令和８年度宮古市休日急患診療所の運営状況について
(3)インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療及び検査体制について
(4)その他

４　傍聴定員
５人

５　傍聴の可否及び手続
(1) この会議は、傍聴することができます。
(2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
(3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
(4) 受付開始時刻は、午後６時３０分です。
(5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。

６　問い合わせ先
保健福祉部健康課地域保健医療係　　電話　０１９３－６４－０１１１

傍聴要領

宮古市休日急患診療所運営協議会

1　傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市休日急患診療所運営協議会の長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい受付を終了します。

(3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2　会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。

(3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。

(4) 会場内において、宮古市休日急患診療所運営協議会の長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。